政令第　　号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の五号を加える。

十四　脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ

十五　真空ポンプ

十六　車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり

十七　写真フィルム及び印画紙

十八　宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬

附則第一条中「水銀に関する水俣条約」の下に「（附則第四条において「条約」という。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第一条の改正規定　公布の日

二　次条及び附則第三条第二項の規定　令和六年七月一日

（特定水銀使用製品の製造の許可を受けるための準備行為）

第二条　この政令による改正後の第一条第十四号から第十八号までに掲げる特定水銀使用製品（水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品をいう。）に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、その申請を行うことができる。

（特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置）

第三条　施行日前に製造され、又は輸入された前条に規定する特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使

用製品の使用が水銀に関する水俣条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

理　由

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の特定水銀使用製品としてひずみゲージ等を追加する必要があるからである。